

会員企画提案事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人杉並区シルバー人材センター（以下「センター」という。）に登録する会員が持つ技能を活用した講座事業等の実施について、会員から事業の実施方法等の提案を募ることで、多くの会員がセンターの事業運営に参画し、会員が持つ技能を有効に活かせる就業の機会を創出することを目的とする。

(選定委員会)

第2条 毎年度開催する定時総会終結後、会長が指名する次の者により構成する選定委員会を設置する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常務理事及び会長が指名する理事 2名以内
- (4) 事務局職員 2名以内

(選定方法)

第3条 別に定める募集要項により応募された提案について、前条に規定する選定委員会による第一次審査及び第二次審査を経て選定し、直後の理事会で決定する。

- (1) 第一次審査 指定された応募様式の書類審査
- (2) 第二次審査 一次審査通過者のプレゼンテーション

(選定基準)

第4条 書類審査において、次の各号について、事務局の体制、事業予算及び施設のキャパシティ等を考慮し選定する。

- (1) 自主性
- (2) 費用対効果
- (3) 実現性

(募集要項)

第5条 選定した事業は、原則として翌年度の事業計画及び収支予算に計上するものとし、募集要項は、翌年度事業の提案として毎年度8月中に公表するものとする。

(協議)

第6条 この要綱の定めのない事項については、その都度会長と協議し決定する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から適用する。